

令和7年度第1回我孫子市公契約審議会会議録

- 1 会議の名称 我孫子市公契約審議会
 - 2 開催日時 令和7年10月17日（金）午前10時から午前11時3分まで
 - 3 開催場所 我孫子南近隣センター多目的ホール
 - 4 出席者
 - (1) 公契約審議会
富田千鶴会長、櫻井好美副会長、寺田靖浩委員、高信朋之委員、石井秀一委員、中島章委員
 - (2) 事務局
中光財政部長、宮川資産管理課課長補佐、伊達、長谷川
 - 5 議題
 - (1) 公契約審議会会長の選任及び副会長の指名
 - (2) 報告第1号 令和6年度公契約条例の運用状況について
 - (3) 報告第2号 令和7年度労務報酬下限額の一部改正について
 - (4) 質問第1号 令和8年度労務報酬下限額を定めることについて
 - (5) その他
 - 6 公開・非公開の別 公開
 - 7 傍聴者 2人
 - 8 会議の内容
委員への委嘱状交付、出席者（審議会、事務局）の紹介、会長の選任及び議事
 - 9 議事
- 【司会 事務局：宮川】**
(会議開会前に、運営に関する説明)
ただいまから、令和7年度第1回我孫子市公契約審議会を開会いたします。
はじめに、財政部長の中光から委嘱状の交付とご挨拶をさせていただきます。
- 【中光財政部長】**
(委嘱状の交付及び挨拶)
- 【司会 事務局：宮川】**
(出席委員及び職員の紹介)
続きまして、公契約審議会会長の選任及び副会長の指名を行います。
委員の皆様は、7月13日付をもちまして選任させていただいており、新しい体制のもと、会長の選任及び副会長の指名を行う必要があります。
現在、会長が不在の状況ですので、事務局側より仮議長をたて、仮議長のもとに選任手続を行いたいと思います。
ご異議等ございませんでしょうか。

～参加委員全員の同意あり～

【司会 事務局：宮川】

ご異議ないようですので、仮議長は中光財政部長といたします。

【仮議長：中光財政部長】

それでは、会長が選任されるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきます。

我孫子市公契約条例施行規則第7条第2項の規定により、会長は委員の互選により定めることとしていますが、皆様、いかがいたしましょうか。

互選について、何かご意見がございますでしょうか。

【委員の中から】

「事務局案で」との発言あり

【仮議長：中光財政部長】

それでは、事務局に案があればお願ひします。

【事務局：宮川】

事務局としては、富田委員を推薦したいと思います。

【仮議長：中光財政部長】

只今、事務局から会長に富田委員が推薦されましたので、皆様にお諮りします。

富田委員を会長とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

～挙手全員～

賛成全員と認めます。

公契約審議会会长には、富田委員が選任されました。

会長が選任されたので、これから議事進行につきましては、富田会長にお願いしたいと思います。

【議長：富田会長】

富田です。

引き続き会長に選任いただきました。

皆様のご協力のもとに、精一杯務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、公契約条例施行規則第7条第2項の規定により、副会長を指名させていただきます。

副会長には、櫻井委員にお願いしたいと思いますが、櫻井委員、いかがでしょうか。

【櫻井委員】

承知しました。

【議長：富田会長】

ご快諾いただきましたので、櫻井委員に副会長をお願いしたいと思います。

続きまして、議事に入る前に確認事項について確認していきたいと思います。

本日の会議の成立要件について、事務局より報告願います。

【事務局：長谷川】

会議の成立要件は、委員の過半数以上の出席及び各選出母体の委員1名以上の出席となっております。

本日は、その要件を満たしていることを報告いたします。

【議長：富田会長】

事務局からの報告のとおり、会議が成立していることを確認いたしました。

続いて、資料の確認を事務局からお願いいいたします。

【事務局：長谷川】

(配布資料の説明及び諮問書の配付)

【議長：富田会長】

それでは、会議次第の議題（2）以降について会議を進めたいと思います。

初めに、報告第1号「令和6年度公契約条例の運用状況について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

【事務局：伊達】

(報告第1号「令和6年度公契約条例の運用状況について」内容説明)

【議長：富田会長】

ただいま、事務局から説明がありました。

これについて、委員の皆様からご質問ご意見がございましたら、お願いいいたします。

【中島委員】

工事等に係る市内の下請事業者数は9.8%と非常に少ない状況です。

前回の国勢調査の結果からも、建設業に携わる就業者が少ないと理解していますが、我孫子市公契約条例第4条第3項には、「受注者は、地域経済及び地域社会の活性化に寄与するため、市内に事業所を有する事業者を下請負者及び資材等の購入先として使用するよう努めなければならない。」と規定されています。

例えば、総合評価方式入札の評価項目として、市内の下請事業者数が一定数以上の割合となる場合は加点するというようなことは検討できないでしょうか。

公契約適用現場に市内事業者が1者でも関われば地域活性化に繋がると思しますので、前向きな検討をお願いします。

【議長：富田会長】

ご意見に対して、事務局で何かコメントできることがあればお願いします。

【事務局：宮川】

現状でも、総合評価方式入札においては市内の下請事業者を評価する仕組みがありますが、事業者数や下請の金額等の具体的な設定をしていないため、単に市内事業者を活用するか否かというような内容になっています。

令和6年度に実施した湖北消防署に係る総合評価方式入札では、市内事業者への下請発注金額が多いほど加点する仕組みとしました。

大規模工事では、市内事業者を活用することが地域経済の活性化に大きく寄与するものと考えておりますので、ご意見をいただきまして、今後の検討といったします。

【議長：富田会長】

他にご意見等はございますでしょうか。

【中島委員】

工事等に係る職種別労働者の状況について、労務報酬下限額に対する平均賃金の割合が1を下回っている4職種は、令和5年度労務報酬下限額適用工事を含む影響が大きいということは理解しています。

令和5年度契約工事の工期が令和6年度に繰越している場合、公共工事設計労務単価の上昇分に係る追加契約は締結しないという認識で良いでしょうか。

【事務局：宮川】

継続工事における労務費や資材高騰分の金額上昇については、スライド条項の適用が約款に規定されています。

これまでスライド条項に係る協議実績は1件ありますが、具体的な引上げ金額の協議には時間を要することから、増額分が低額の場合は事業者側が協議を望まない場合もあるのかもしれません。

市としては、労務費や資材高騰等についてのスライド条項の協議を真摯に行っていきたいと考えております。

【中島委員】

公共工事であり、公契約条例適用工事ともなれば、公共工事設計労務単価の8割の賃金が担保されてしかるべきだと思いますので、市の担当課から事業者に対し、公共工事設計労務単価の上昇分に係る追加契約の提案をしていただきたいと思います。

事業者の立場からも、そこで働く労働者の立場からも、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

【議長：富田会長】

ご意見として承ることでよろしいでしょうか。

【事務局：宮川】

市の財政状況を踏まえながら、公契約条例の適用として最大限の配慮をしていきたいと思います。

ただ、公共工事設計労務単価は、予定価格の積算においては100%で設定していますので、労務報酬下限額が80%であることを踏まえ、事業者側は不利益を被らないように見積もっていると考えています。

事業者側にも個別の事情があると思いますが、市としてはスライド条項に基づいて真摯に協議を行っていくつもりです。

【中島委員】

続きまして、普通作業員の割合についてです。

工事等に係る職種別労働者の状況を見ると、普通作業員の割合が全体の21%を占めており、過去の職種別労働者の状況を見ても、労働者全体に占める割合は変わっていないと思います。

労働者本人が認識している職種と所属している会社が認識している職種には齟齬があるように感じており、見習い、手元等の区分も含めて、職種はしっかりと区別できるような運用をすべきだと考えます。

CCUSは総合評価の評価項目に入っていますが、公共工事の現場では運用が進んでいないように感じています。

CCUSには職種の登録があり、労働者の職種を明確化するためには導入が必要だと考えています。

現在は、多能工についても労働者の実態に見合った複数の職種を登録し、労働実績を蓄積できるようになっていますので、導入することで事業者の書類作成が簡略化される等のメリットもあります。

国土交通省や建設業界全体で導入を推進していますので、まずは公共工事から推進を図っていただくようお願いします。

【議長：富田会長】

ご意見として承ることでよろしいでしょうか。

【事務局：宮川】

はい。CCUSについては国等の動向を注視してまいります。

【議長：富田会長】

中島委員から多岐にわたるご意見をいただきましたが、今出た内容について他の御立場の皆様からも何かコメントがありましたらいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

～意見なし～

では、ご意見等も出尽くしたようですので、これをもちまして報告第1号については終わりにします。

次に報告第2号「令和7年度労務報酬下限額の一部改正について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

【事務局：伊達】

(報告第2号「令和7年度労務報酬下限額の一部改正について」内容説明)

【議長：富田会長】

ただいま、事務局より説明がありました。

これについて、ご意見ご質問がございますでしょうか。

～意見なし～

無いようですので、報告第2号について終わりにします。

次に、本日、我孫子市長からお手元にあるように諮問書の送付がございました。これについて審議を行いたいと思います。

諮問第1号「令和8年度労務報酬下限額を定めることについて」事務局より説明をお願いします。

【事務局：伊達】

(諮問第1号「令和8年度労務報酬下限額を定めることについて」内容説明)

【議長：富田会長】

ただいま、事務局より説明がありました。

これについて、ご意見ご質問をお願いいたします。

今回、新たに諮問事項に追加されました内容は、工事又は製造の請負契約に関わる見習い、手元等の労働者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者の労務報酬下限額に、最低賃金との調整を図るためのただし書きを追加するというものです。

最低賃金が変化した場合には、委託や指定管理協定と同様に労務報酬下限額を変動させるということをあらかじめ決めておくことになると思います。

労働者側の立場からすると当然よろしいことになると思いますが、事業者側の立場から何かご意見等はありますか。

【寺田委員】

特にございません。

【議長：富田会長】

我孫子市公契約条例の制定当時は、最低賃金1,000円を目指すことを掲げていたような社会情勢でした。

これからも、事業者側と労働者側が双方で努力を続けることで、賃金の引上

げに向けた方向性になるのではと思います。

それでは、質問等は出尽くしたようですので、この諮問について採決をしたいと思います。

令和8年度労務報酬下限額を定めることについて、諮問のとおり妥当とする方は挙手をお願いいたします。

～挙手全員～

全員賛成と認めます。

よって、令和8年度労務報酬下限額については妥当といたします。

諮問に対する答申書の内容は、ただ今の決定をもとに事務局でまとめてもらうということでよろしいでしょうか。

また、答申文案についても会長に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、事務局より「その他」として議題の提示がありました。

事務局より説明をお願いします。

【事務局：伊達】

(その他「労務報酬下限額設定基準（工事等）の検討」について内容説明)

【議長：富田会長】

ただいまの事務局からの説明について、質問、意見がありましたらお願いします。

【中島委員】

建設業は全産業に比べると賃金が15%も安い状況であり、建設業界から離れる人が多く、入職率も低下しているような現状が続けば若者が他産業に流出してますます担い手不足となり、建設産業が先細っていくことになります。

社会全体で賃上げが進んでいるにもかかわらず、物価高騰により実質賃金は下がっており、労働者の生活は今まで以上に苦しい状況下にあると思います。

我孫子市は公契約条例の制定から10年が経ちますが、これまでに労務報酬下限額が変わっていません。

野田市の労務報酬下限額は85%であり、次の審議会では86%への引上げも検討していると聞いています。

近隣自治体である野田市が労務報酬下限額を85%としていることを踏まえると、我孫子市も85%にできるのではないかと思いますので、まずは野田市と同じ85%まで引き上げるべきだと思います。

【議長：富田会長】

その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

逆に、労務報酬下限額は据え置くべきだというご意見のある方はいらっしゃいますか。

事業者側の寺田委員はいかがでしょうか。

【寺田委員】

私は引上げに賛成です。

建設業界の今後を考える目標になるのではないかと思いますので、賛同いたします。

提示された資料を見る限りできないことはなく、引き上げたからといってすぐに事業者側に負担が掛かるような感じではないと思っています。

【議長：富田会長】

社会情勢が変化する中で、我孫子市の施策が時代に遅れているのは望ましくないと思っています。

近隣自治体と比べて施策が動いていないとなれば、我孫子市は労働者を疎かにしているというメッセージに受け取られる可能性があるので、市の施策として近隣自治体の状況を踏まえて一つでも変えていくことは意義のあることだと思います。

【石井委員】

公共サービスの質を高め、市内の経済を活性化させるためには、働く人々の賃金や労働条件を適正に確保することが重要な点だと思います。

連合千葉東葛地域協議会では東葛8市と政策協議を行っていますが、公契約条例を制定している我孫子市が牽引役となり、労務報酬下限額の引上げにより賃金水準を改善していくことが全体の活性化に寄与すると思いますので、前向きな検討をお願いします。

【櫻井委員】

建設業界は担い手不足にあり、賃金の上昇率が低いとあまりインパクトがないように思いますので、ある程度は賃金を引き上げていかないとなかなかこの業界には人が集まらないと感じています。

労務報酬下限額をいきなり8.5%まで引き上げなくとも、公契約条例を制定している我孫子市だからこそ、毎年変わっているというのが見えるだけでも公契約審議会を開催している意味があるように感じました。

【議長：富田会長】

労務報酬下限率を引き上げることについては、概ね審議会としては肯定の意見ということですね。

5%程度の引上げであれば肯定というお話もありましたが、それ以上の引上げについては状況を見ながら検討していく必要があるという意見になると思います。

公契約審議会として、この議題については今後も検討していき、我孫子市の方向性の決定や人手不足などの問題解決に向け、公契約条例の運用をさらに進めてもらいたいというような意見になろうかと思います。

【高信委員】

意見というよりは質問になります。

公契約は4月契約が多いと思いますが、最低賃金の改定が10月にあることから、事業者側ではある程度の労務費の上昇を見込んで契約しております。

ここ数年は最低賃金の大幅な引上げが続いており、想定以上の上昇が続くと事業者側としては厳しい経営状況が続くことになります。

中島委員からもスライド条項に係る協議について市から働きかけて欲しいというお話がありましたが、市として労務費の引上げについて見通しを立てているのかお伺いしたいと思います。

【事務局：宮川】

ここ数年の最低賃金の改定率を考えると、事業者側と同様に市としても労務費の引上げについて見通しを立てることが難しい状況になっています。

市としては事業者側の見積書をもとに契約しておりますので、基本的には事業者側が請け負うことができる範囲であると認識していますが、年度途中の労

務費等の上昇分については、事業を継続できるのかという観点からも協議自体は必要であると考えています。

【高信委員】

今回の労務報酬下限額の設定基準の話になります。労務報酬下限額の基準となる最低賃金は国の主導により引き上げられているという認識ですが、その水準が実際の経済状況とは合致していないのではと思う部分もあります。

最終的には、労働者の賃金を上げることが社会として当然必要なことになりますが、いたずらに賃金だけを上げてしまうと、事業者側では収益が圧迫され、経営の持続性が損なわれる恐れもありますので、持続可能であるかという観点も必要になってくると感じています。

【議長：富田会長】

労務報酬下限額を引き上げることについては検討しますが、公共工事として、公契約条例適用現場として、事業者側の負担を考慮した持続可能な設定を市の施策として決定していただきたいという意見になろうかと思います。

その他のご意見等はいかがでしょうか。

～意見なし～

このような方向性で皆様のご意見等は出尽くしたようですし、よろしいでしょうか。

予定していました議案については以上です。

本日次第に示されている議題以外で、公契約条例の運用全般について、委員の皆様、何かご意見等ございますか。

～意見なし～

その他、よろしいでしょうか。

以上で全ての議題について終了いたしました。

皆さんのご協力ありがとうございました。

これからのお進行は、事務局にお返しします。

【司会 事務局：宮川】

会長、議事進行お疲れ様でした。

(確認事項及び連絡事項 説明)

会長をはじめ委員の皆様、お疲れ様でした。

以上をもちまして、令和7年度第1回我孫子市公契約審議会を閉会します。

ありがとうございました。